

番 号 : 160938

国 名 : タンザニア

担当部署 : 人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

件 名 : 保健政策アドバイザー業務

#### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 保健政策アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

#### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年2月初旬から2019年4月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.7M/M、現地 14.50M/M、合計 15.20M/M
- (3) 業務日数 :

- ・第1次 国内準備 5日、現地業務 45日、国内整理 1日
- ・第2次 国内準備 1日、現地業務 110日、国内整理 1日
- ・第3次 国内準備 1日、現地業務 140日、国内整理 1日
- ・第4次 国内準備 1日、現地業務 140日、国内整理 3日

本業務においては複数回の5日により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

#### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月21日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年1月6日(金)までに個別に通知します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
  - ①業務実施の基本方針

24点

- ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等
    - ①類似業務の経験 34点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 14点
    - ④その他学位、資格等 14点
- (計100点)

類似業務：	保健政策、保健システム、保健行政、保健財政に係る各種業務
対象国／類似地域：	タンザニア／全途上国
語学の種類：	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

タンザニアでは、1990年から2015年までの間に5歳未満児死亡率が191から49(出生千対)に、乳児死亡率が115から35(出生千対)に低下する等、子どもの健康では大きな改善が見られるが、妊産婦死亡率は529から398(出生10万対)への低下に留まり、母性保健の改善は大幅に立ち遅れている。タンザニアの2013年における医療費の自己負担率は31%、国民の健康保険加入率は14%であり、また、1万人あたりの医師数は0.37、看護師は3.27名(2014年)と医療従事者の不足が深刻で都市・地方間の保健人材分布の偏りが激しく、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(以下、「UHC」とする)の観点では、適正な個人負担額でのサービス利用、サービスのカバレッジ、質に大きな課題がある。

そのような中、我が国は、2000年代以降、「保健行政システム強化プログラム」のもと、全ての保健サービス提供を支える保健システムの強化、中でも中央・州レベルにおける保健行政能力の強化と保健人材の強化に資する協力を実施してきた。2001～2007年には「モロゴロ州保健行政強化プロジェクト」、2008～2011年には「州保健行政システム強化プロジェクト」、2011～2014年には「州保健行政システム強化プロジェクト(フェーズ2)」を実施し、州保健局(Regional Health Management Team: RHMT)の行政能力の強化を図り、RHMTの県保健局および州レファラル病院(Regional Referral Hospital: RRH)に対する政策周知・徹底及び支援的管理監督機能の強化を支援した。また、2007年に開始した「きれいな病院プログラム」、2008～2011年の「保健人材開発の強化」(個別専門家)、2011～2014年の「保健人材開発強化プロジェクト」を通じて、タンザニア公立病院に対し、日本の産業界から発展した品質管理手法である5S、KAIZEN、TQM(総合的品質管理)を段階的に導入していく5S-KAIZEN-TQM手法の導入・普及・実践を支援し、2015年時点では全国67の公的医療機関において同手法が実践され、これら病院におけるサービスの質改善や運営コストの効率化等に目覚ましい成果を挙げてきた。これらの協力の成果を発展させるべく、現在は「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト」(以下、「技術協力プロジェクト」とする)(2015年5月～2020年5月)において二次病院として重要なレファラル機能を担うものの課

題の多い全国 27 カ所の RRH を対象として、病院経営層のマネジメント能力の強化、戦略的な病院運営計画（Comprehensive Hospital Operation Plan: CHOP）策定能力の強化、5S-KAIZEN-TQM 活動を通じた病院内における自発的問題解決・改善メカニズムの強化、病院のガバナンス機能の強化、および 5S-KAIZEN-TQM に係るアフリカ域内協力を支援している。

このような中、現行および過去の協力の成果を最大化・発展させるため、下記の三点の支援を行う保健政策アドバイザーがタンザニア政府から要請された。

一点目は州保健行政である。技術協力プロジェクトは RRH を直接的対象とした支援を実施しているが、RRH の機能を最適化・最大化するためには、プロジェクトが行う支援の他にも、RRH へ適正な予算が配分されるための制度設計等、RRH に纏わる政策・制度面の整備・改善や、RRH に係る保健・村落開発・ジェンダー・高齢者・児童省（以下、「保健省」とする）と大統領府地方自治庁（以下、「地方自治庁」とする）など関係省庁間の役割分担の明確化、RHMT の機能強化等が必要となる。

二点目は、保健医療サービスの質強化のための制度設計である。保健省は今後医療機関の認証制度を導入し医療保険の還付金と連動させていく構想を有しており、その具現化に向けた政策助言が期待されている。また、タンザニア政府として推進してきた 5S-KAIZEN-TQM の取り組みが認証制度の評価基準やタンザニアにおいて試行されている成果連動型融資（Results Based Financing: RBF）の基準等と連動していくことが望ましく、5S-KAIZEN-TQM、病院の評価ツール（Star rating）や認証評価ツール等、既存の様々な質に纏わるツール間の調整が求められている。

三点目は UHC／保健財政である。タンザニアは UHC を実現すべく、保健財政戦略案<sup>1</sup>を策定し、2017 年 2 月の閣議審議用の法案準備を目指して議員との対話や同改革に必要な法整備・実施計画等について検討を進めている。また、タンザニアは GFF（Global Financing Facility for Every Woman Every Child）のパイロット国であることから、世銀や USAID 等の支援のもと、母子保健の中期戦略計画である One Plan II に基づき母子保健の強化・UHC の推進を図っている。日本政府はアフリカにおける UHC 達成への協力を表明しており、またインベスターズグループの一員として GFF を支持していることも踏まえ、タンザニアにおける UHC 実現に向け、タンザニアの最優先課題である母子保健サービスの改善をエントリーポイントとした協力を検討し、将来の慢性疾患増加を見据えたコミュニティから RRH に至る保健システムの包括的強化に資する中長期的な協力を検討すること、また、保健財政戦略やその他の保健省の重要政策を支援することが求められている。

上記背景を受け、本専門家は、州保健行政、サービスの質、UHC／保健財政の分野について政策助言を提供し、保健システムの強化に貢献することを目的として派遣するものである。

期待される成果：

- （１）RRH に纏わる政策・制度環境の整備・改善が促進される。
- （２）保健サービスの質強化に向けた制度の設計・改善に係る政策助言が取り纏められる。
- （３）タンザニアの保健医療財政に関する各種政策が分析され、UHC 実現に向けた

---

<sup>1</sup>保健財政戦略案では、全国民の加入を義務付け、乱立する医療保障スキームを 1 つの資金プールメカニズムに統合し、2025 年までに全国民が Minimum Benefit Package にアクセスできる状態を目標としている。

政策助言が取り纏められる。

- (4) タンザニアにおける UHC 実現に資する効果的な案件の提案が取り纏められる。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、タンザニア保健省の政策計画局をカウンターパート(以下「C/P」)機関とし、C/P と協働し、技術協力プロジェクトとの連携を図りながら、州保健行政、サービスの質、UHC/保健財政の分野について政策助言を行う。また、他ドナーの会合等に参加し、知見の共有を行うことが期待される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### (1) 国内準備期間 (2017 年 3 月初旬)

- ① 既存の報告書、タンザニア政府文書、学術論文等を参照し、タンザニア保健医療セクターの現状と課題を把握する。また、これまでタンザニアの保健医療セクターにおいて日本が実施してきた協力の概要を把握・整理する。
- ② JICA 人間開発部及びタンザニア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表(案)を含むワークプラン(英文)を作成し JICA 人間開発部による確認ののち提出し、報告・説明する。併せて、タンザニア事務所にもデータを送付する。

### (2) 第 1 次現地業務期間 (2017 年 3 月下旬～2017 年 5 月中旬頃)

- ① 現地業務開始時に、JICA タンザニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

#### 【成果 1】

- ② RRH に纏わる政策・制度レベルの課題、RHMT の RRH 支援機能について、技術協力プロジェクトや関係省庁、パートナー機関等から情報収集・分析し、必要に応じ数カ所の RRH と RHMT の現況確認を行った上で、現状と課題を整理する。
- ③ ②を C/P 機関とともにレポートに纏める。
- ④ C/P と、技術協力プロジェクトと連携しながら、RHMT の RRH に対する外部病院機能評価および CHOP 審査に係る能力強化研修実施に向けた準備を行う。
- ⑤ RRH に関する保健省と地方自治庁等、省庁間の調整・協議等を支援する。
- ⑥ 関係省庁(保健省、地方自治庁、財務省)やドナー等に対し、RRH に関するアドボカシー(主に RRH に対し適正な予算が配分されるための政策提言)を行う。
- ⑦ RRH に関連した技術作業部会、ドナー会合、政府機関等による会合に出席し、情報収集を行い、JICA の取り組みを発信する。

#### 【成果 2】

- ⑧ サービスの質強化に向けた保健省の構想、サービスの質管理のための既存の各種ツール、サービスの質強化に向けた他ドナーの協力状況、RRH における認証システムの構築に向けた動向等について技術協力プロジェクトや関係省庁、パートナー機関等から情報収集・分析し、必要に応じ数カ所の医療施設等の現況確認を行った上で、現状と課題を整理する。
- ⑨ 保健財政戦略における質の観点の位置づけ(インセンティブメカニズム(認証システム等)と医療保険の還付との連動等を含む)について情報収集・分析し、現状と

課題を整理する。

- ⑩ ⑧・⑨を C/P 機関とともにレポートに纏める。
- ⑪ 関連する政府機関等による会合に出席するとともに、他ドナーとの連携を促進する。

**【成果 3】**

- ⑫ 保健財政戦略、Big Results Now (BRN)、One Plan II、Global Financing Facility (GFF)等タンザニアの UHC に向けた政策・取り組みに関し関係省庁、パートナー機関等から情報収集・分析し、現状と課題を整理する。
- ⑬ GFF のファイナンシャルギャップについて情報収集・分析を行う。GFF へのパラレルファイナンスや技術協力プロジェクトとの相乗効果を念頭に入れた、タンザニア保健セクターに対する支援を検討するために必要な、調査の内容・実施方法(案)(ローカルコンサルタントの備上を想定)を C/P とともに取り纏める。
- ⑭ ⑫・⑬を C/P 機関とともにレポートに纏める。
- ⑮ 保健財政ドナー会合等、関連する政府機関等による会合に出席する。

**【成果共通】**

- ⑯ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑰ JICA タンザニア事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第 1 次国内整理期間(2017 年 5 月中旬)

第 1 次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

(4) 第 2 次国内準備期間(2017 年 8 月下旬)

第 1 次現地業務結果を踏まえ、現地業務工程表(案)を含むワークプラン(英文)を更新し、JICA 人間開発部による確認ののち提出し、報告・説明する。併せて、タンザニア事務所にもデータを送付する。

(5) 第 2 次現地業務期間(2016 年 9 月初旬～12 月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA タンザニア事務所、C/P 機関に更新されたワークプラン(英文)を提出し、業務計画の承認を得る。

**【成果 1】**

- ② RHMT の RRH に対する外部病院機能評価および CHOP 審査に係る能力強化研修を、CHOP ガイドラインや外部病院機能評価ツールの作成に関わった保健省や地方自治庁の関係者とともに実施する。(3 人/RHMT×26RHMT、5 日間程度を想定)
- ③ RRH に纏わる政策・制度レベルの課題、RHMT の RRH 支援機能に係る分析結果をもとに、保健省、地方自治庁等に対する提言案をレポートに取り纏め、両省等に説明する。
- ④ RRH に関する保健省と地方自治庁等省庁間の調整・協議等を支援する。
- ⑤ 関係省庁やドナー等に対し、RRH に関するアドボカシーを行う。
- ⑥ RRH に関連した技術作業部会、ドナー会合、政府機関等による会合に出席し、情報収集を行い、JICA の取り組みを発信する。

【成果 2】

- ⑦ サービスの質強化に向けた保健省の構想、サービスの質管理のための既存各種ツール、サービスの質強化に向けた他ドナーの協力状況、RRH における認証システムの構築、保健財政戦略における質の観点の位置づけ等に係る分析をもとに、保健省、地方自治庁等に対する提言案をレポートに取り纏め、両省等に説明する。
- ⑧ 5S-KAIZEN-TQM が、タンザニアが今後推進する認証システム等のインセンティブメカニズムの中で適切に位置づけられるよう調整を図る。
- ⑨ 関連する政府機関等による会合に出席するとともに、他ドナーとの連携を促進する。

【成果 3】

- ⑩ GFF へのパラレルファイナンスおよび技術協力プロジェクトとの相乗効果を念頭に入れた、中長期的なタンザニア保健セクターに対する支援を検討するために必要な調査を、ローカルコンサルタントを活用しながら実施する。
- ⑪ ⑩を C/P 機関とともにレポートに纏める。
- ⑫ 中長期的なタンザニア保健セクターに対する支援の在り方（技術協力、円借款を含む）を考察・検討し、協力（案）を検討する。
- ⑬ 保健財政ドナー会合等、関連する政府機関等による会合に出席する。

【成果共通】

- ⑭ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑮ JICA タンザニア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（6）第 2 次国内整理期間（2017 年 12 月下旬）

第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。特に、今後の協力の方向性について JICA 人間開発部と十分確認を行う。

（7）第 3 次国内準備期間（2018 年 4 月初旬）

第 2 次現地業務結果を踏まえ、現地業務工程表（案）を含むワークプラン（英文）を更新し、JICA 人間開発部による確認ののち提出し、報告・説明する。併せて、タンザニア事務所にもデータを送付する。

（8）第 3 次現地業務期間（2018 年 4 月初旬～2018 年 8 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA タンザニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

【成果 1】

- ② 技術協力プロジェクトとの連携のもと、RRH に対する外部病院機能評価、RRH の CHOP 審査について、州保健行政コーディネーターとともに、技術協力プロジェクトと連携しながら、RHMT に対して技術支援・メンタリングを行う。なお、メンタリングについては、チームに分かれて実施することを想定しているが、具体的なメンタリングの実施方法については、技術協力プロジェクトが実施する RRH、病院運営審議会等に対するメンタリングの実施方法検討のためのワークショップにおいて検討予定（時期未定。2017 年春頃の実施を検討）。

- ③ ②の結果をレポートに纏め、C/P 機関や技術協力プロジェクトに共有する。
- ④ RRH に纏わる政策・制度環境の整備・改善に向けた技術的助言を C/P 機関等に対し提供する。
- ⑤ RRH に関する保健省と地方自治庁等省庁間の調整・協議を支援する。
- ⑥ 関係省庁やドナー等に対し、RRH に関するアドボカシーを行う。
- ⑦ RRH に関連した技術作業部会、ドナー会合、政府機関等による会合に出席し、情報収集を行い、JICA の取り組みを発信する。

**【成果 2】**

- ⑧ 保健医療サービスの質強化に向けた制度の設計・改善に向けた技術的助言を C/P 機関等に対し提供する。
- ⑨ 5S-KAIZEN-TQM が、タンザニアが今後推進する認証システム等のインセンティブメカニズムの中で適切に位置づけられるよう調整を図る。
- ⑩ 関連する政府機関等による会合に出席するとともに、他ドナーとの連携を促進する。

**【成果 3】**

- ⑪ UHC に係る日本を含む他国の経験・知見を踏まえ、タンザニアにおける UHC 実現に向けた各種政策に対する提言を取り纏め、C/P 機関等に対し技術的助言を提供する。
- ⑫ 第 2 次現地派遣期間において作成した協力（案）の内容を精査し、協力計画の枠組みを作成するとともに、妥当性・有効性・効率性・インパクト、実施上の留意点について整理し、レポートに纏める。
- ⑬ 保健財政戦略の実施に係る技術的助言を提供する。
- ⑭ 保健財政ドナー会合等、関連する政府機関等による会合に出席する。

**【成果共通】**

- ⑮ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑯ JICA タンザニア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(9) 第 3 次国内整理期間（2018 年 8 月下旬）

第 3 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

(10) 第 4 次国内準備期間（2018 年 11 月初旬）

第 3 次現地業務結果を踏まえ、現地業務工程表（案）を含むワークプラン（英文）を更新し、JICA 人間開発部による確認ののち提出し、報告・説明する。併せて、タンザニア事務所にもデータを送付する。

(11) 第 4 次現地業務期間（2018 年 11 月初旬～2019 年 3 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA タンザニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

**【成果 1】**

- ② RRH の政策・制度改善に向けた技術的助言を C/P 機関等に対し提供する。
- ③ RRH に関する保健省と地方自治庁間等の間の調整・協議等を支援する。

- ④ 関係省庁やドナー等に対し、RRHに関するアドボカシーを行う。
- ⑤ RRHに関連した技術作業部会、ドナー会合、政府機関等による会合に出席し、情報収集を行い、JICAの取り組みを発信する。
- ⑥ 第1～4次派遣期間を通じた協力成果、課題について取り纏め、C/P機関、技術協力プロジェクト、関連パートナー等に対し報告する。

【成果2】

- ⑦ 保健サービスの質強化に向けた政策・制度に係る技術的助言をC/P機関等に対し提供する。
- ⑧ 5S-KAIZEN-TQMが、タンザニアが今後推進する認証システム等のインセンティブメカニズムの中で適切に位置づけられるよう調整を図る。
- ⑨ 関連する政府機関等による会合に出席するとともに、他ドナーとの連携を促進する。
- ⑩ 第1～4次派遣期間を通じた協力成果、課題について取り纏め、C/P機関、技術協力プロジェクト、関連パートナー等に対し報告する。

【成果3】

- ⑪ JICA人間開発部、タンザニア事務所とも調整の上、新規案件実施に向けた各種調整を行う。
- ⑫ 保健財政戦略の実施に係る技術的助言を提供する。
- ⑬ 保健財政ドナー会合等、関連する政府機関等による会合に出席する。
- ⑭ 第1～4次派遣期間を通じた協力成果、課題について取り纏め、C/P機関、技術協力プロジェクト、関連パートナー等に対し報告する。

【成果共通】

- ⑮ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関に提出し、報告する。
- ⑯ JICAタンザニア事務所に現地業務結果報告書(英文)を提出し、現地業務結果を報告する。

(12) 帰国後整理期間(2019年4月初旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。英文のみ。

ワークプラン記載項目(案):

- ア) 保健政策アドバイザー派遣の背景・経緯・目的
- イ) 業務実施の基本方針
- ウ) 業務内容
- エ) 業務の実施体制
- オ) 業務実施の具体的方法
- カ) 業務フローチャート
- キ) 先方実施機関による負担事項
- ク) その他必要事項

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中毎月。以下の内容を含む。和文のみ。

ア) 今月の計画、今月の進捗、来月の活動計画、当面の課題（2～3 ページ程度）

イ) 活動に関する写真（1 ページ程度）

ウ) 業務フローチャート

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA タンザニア事務所へ各 1 部）

(3) 現地業務結果報告書

各派遣終了時。和文及び英文。

現地業務結果報告書記載項目（案）：

ア) 派遣の目的

イ) 業務の計画

ウ) 業務の内容（進捗）

エ) 成果

オ) 主要な課題

カ) 今後の活動計画

※各現地業務期間において作成した各種レポートを添付する。

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA タンザニア事務所へ各 1 部）

ただし、第 4 次現地業務結果報告書（和文）は（4）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 4 次現地業務結果報告書（英文）には成果 1、2、3 に対応した政策提言を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

(4) 専門家業務完了報告書（和文 2 部）

専門家業務完了報告書記載項目（案）：

ア) 案件の基本情報（対象国、案件名、協力期間、背景、目的、実施機関）

イ) 業務内容とその成果（投入（日本）、投入（相手国政府）、活動内容、成果）

ウ) RRH に纏わる政策・制度環境、保健サービスの質強化に向けた政策・制度環境、保健財政を含む UHC 達成に向けた政策・制度環境に係る分析結果と提言

エ) 保健医療セクターにおける新規協力計画（案）

オ) 業務実施上遭遇した課題とその対処

カ) 残された課題

キ) その他

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA タンザニア事務所へ各 1 部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ（見積を計上して下さい）。

航空経路は、ドバイ／ドーハ経路を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構タンザニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませぬので、見積書への記載は不要です）。

- ・一般・特殊傭人費
- ・車両関連費（レンタカー代等）
- ・施設・機材保守管理費（エアコン保守管理費等）
- ・消耗品費
- ・通信費
- ・旅費・交通費（研修参加者旅費、現地業務期間中の内国及び外国出張に関連するもの等）
- ・研修実施に係る会場費等
- ・雑費（研修開催費用等）

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案して下さい。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

②現地での業務体制

本業務に係る業務従事者は本コンサルタントのみです。

③便宜供与内容

当機構タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿泊手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

レンタカーを本業務従事者が手配することになります。

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

保健省内の執務スペース提供（予定）（ネット環境現時点では不明）

## (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第一チーム（TEL:03-5226-8354）にて配布します。

- ・ Annual Health Sector Performance Profile 2015/16
- ・ Health Sector Strategic Plan IV
- ・ Health Financing Strategy (draft)
- ・ One Plan II
- ・ Result Based Financing Design Document, Operational Manual
- ・ Role and Function of Regional Health Management System (Second Edition)
- ・ 「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト」1st Phase Implementation Report
- ・ タンザニア保健医療セクターファクトファインディング調査結果概要（2016年3月）

## (3) その他

### ① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

### ② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

### ③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

### ④ その他

本業務は国際約束に基づく専門家業務であることから、タンザニア国の専門家受入れ手続きに基づき、派遣に先立って、当該専門家の英文履歴書等をタンザニア国受入機関に送付し、当該機関の受入れの同意を得る必要があります。受入れ手続きに必要な書類については、右記リンクをご覧ください。

（[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000x9ife-att/abr\\_voyage\\_20160721.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000x9ife-att/abr_voyage_20160721.pdf)） つきましては、契約の締結は、当該受入機関の受け入れ同意が条件となり、当該同意が得られない場合は契約の締結ができませんので、ご留意願います。なお、受入れ手続き開始から受入れ確認まで約10週間要することが想定されます。

以 上